

## 京極町公共施設照明設備LED化事業に係る仕様書

### 1. 事業内容

- (1) 京極町公共施設への LED 照明設備導入に伴う調査、施工、施工管理及び関連業務を行う。
- (2) リース契約期間内における LED 設備の維持管理業務を行う。
- (3) リース契約期間終了後に、LED 設備に係る所有権を発注者に無償譲渡する。

### 2. 仕様

#### (1) 規格、品質について

- ① LED メーカーは日本国内とし、一般社団法人日本照明工業会または特定非営利活動法人 LED 照明推進協議会いずれかの会員であること。
- ② 全て新品であること。
- ③ 既存照明器具と同等以上の仕様（照度、色温度等々）で、著しく意匠が変わらないものであること。
- ④ 管球交換を基本とし、蛍光管型 LED 直管取付にあたっては、省電力化を前提とする配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業を行い LED 照明に取り替えることとし、安定器の撤去は求めない。また、劣化したソケット及び配線（長期の使用に耐えられないもの）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。但し、アスベスト含有の可能性がある場合は別途協議する。
- ⑤ 耐久性の高い機器並びに 40,000 時間以上の寿命の光源（LED）を使用すること。
- ⑥ メーカー保証期間中の経年劣化による不具合が生じた時は LED 直管もしくは球を交換する。また器具と一体となっている場合は器具を交換する。

#### (2) リース期間中において、受注者による保守対応が可能であること。

#### (3) 消費電力及びCO2排出量削減について

LED 化後の年間消費電力量及びCO2排出量の大幅な削減を実現できる提案であること。

#### (4) 契約・金額について

- ① LED 照明設備の導入期限は令和 8 年 8 月 31 日までとする。
- ② リース期間は 5 年間（60 か月）とする。
- ③ 提案にあたっては、照明器具代・交換工事費・送料・廃棄費用と賃貸借利率の全てを含んだ金額とし、総額 60,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限として積算すること。
- ④ リース期間満了後に発注者への所有権の移転（無償譲渡）を行うこと。

#### (5) 設備等について

- ① 既存の照明器具については、「別紙 1 図面」「別紙 2 既存器具」のとおり。
- ② 設置場所ごとに適切な照度とする等、費用対効果の最も高い設備とすること。
- ③ 環境負荷の少ない設備を採用すること。
- ④ 現状、点灯を間引きしている照明器具も本業務の対象とする。
- ⑤ 劣化したソケット（ひびが入っている、変色している等長期の使用に耐えられないもの。）及び劣化した配線（腐食している等長期の使用に耐えられないもの。）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。

⑥交換した製品について、交換を行った者の責に帰する不具合が生じた場合は、受注者の負担により修理・交換の措置を講ずるものとする。ただし、照明器具以外の原因（ソケット、スイッチ等の管球以外の既存の機器等）によって生じた不具合はこの限りではない。

⑦現状、LED 照明に取り換えが完了している照明器具は本業務の対象外とする。

⑧発注者は、LED 照明の設置完了後、受注者立ち会いの上、点灯状況を確認する。

#### (6) その他

①企画提案においては、本町の省エネルギーに関わる独創的かつ現実的な提案も併せて評価する。

最優秀提案者は、現場調査を十分に行ったうえで施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画、現場管理責任者の選任等）を作成すること。なお、施工計画は今後の改修及び修繕等に配慮した計画とすること。

②最優秀提案者は前述の施工計画を提出のうえ、発注者と協議すること。

③既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において、町内電気工事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

④必要に応じて特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者を手配できること。

⑤必要な場合には直ちに現場へ職員を派遣するなど、迅速な対応が可能な体制であること。

⑥契約手続きに要する経費については、全て受注者が負担すること。

⑦この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で別途協議して定める。

### 3. 施設一覧

No.	施設名	住 所
1	湧学館	北海道虻田郡京極町字京極 158 番地 1
2	公民館	北海道虻田郡京極町字京極 160 番地
3	総合体育館	北海道虻田郡京極町字京極 160 番地
4	町民プール	北海道虻田郡京極町字三崎 92 番地 4
5	小学校	北海道虻田郡京極町字三崎 91 番地 56
6	中学校	北海道虻田郡京極町字三崎 91 番地 3
7	給食センター	北海道虻田郡京極町字三崎 91 番地 3
8		
9		
10		
11		

※なお、施設は協議により追加される場合がある。